

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 71 号

2010年3月1日発行

[事務局]〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp> (4月1日開設)

大阪で全国協議会と全国集会を開催

◆全国協議会主題: 「韓国併合から 100 年 / 多民族・多文化社会の宣教課題」

◇全国集会主題: 「多民族共生社会を地域から」

■第 24 回全国協議会

1月28日～30日、外登法問題に取り組む全国キリスト教連絡協議会は、大阪・在日韓国基督教会館(KCC)において、「韓国併合から100年 / 多民族・多文化社会の宣教課題」の主題のもとに、第24回全国協議会を開催した。この協議会には、各地外キ連および、加盟教派・団体の代表者39名が参加した。

第一日目は、喜多村やよい牧師(日本バプテスト連盟)によって開会礼拝の時間がもたれたのち、すぐに発題へとつづいた。佐藤信行さん(RAIK)による発題「2009年改定法と私たちの課題」では、昨年進められた「外国人登録制度」の改変と「新たな在留管理制度」の本質について詳細な報告がなされた。そして、「管理」ばかりを重視する政策の転換を訴えていくことの重要性を提言し、また国際人権基準に即した多文化共生実現の一里塚としての「外国人住民基本法」制定の重要性を再確認した。

夜は「韓国併合から100年 / 在日100年を考える」と題した公開セミナー。李恩子さん(イ・ウンジャ / 関西学院大学講師)、鄭栄桓さん(チョン・ヨンファン / 立命館大学研究員)をまねき、それぞれ「在日コリアンの現状と展望」、「在日朝鮮人の権利と植

民地支配肯定論の現在——永住外国人の地方参政権をめぐる若干の問題」という発題をしてもらった。協議会出席者をふくめて72名を集める盛況のもと、現状分析をふくむさまざまな議論がかわされた。

二日目には、外キ協がこれから取り組んでいく具体的な課題として、韓守賢牧師(ハン・スヒョン / 日本基督教団)からは、「<共同研究>移民の神学に向けて」が、金耿昊(キム・キョンホ / 在日大韓基督教会青年会)からは「青年の旅・2009から2010へ」が、吉高叶牧師(日本バプテスト連盟)からは、「韓国併合100年——教会の課題」が、発題された。それぞれの取り組みの必要性が共有されたのち、「各教会・各教派・団体での取り組みの推進」、「日・韓・在日教会の共同取り組み」に分かれての分団協議が持たれた。

そして二日目の夜に開かれた全体協議では、分団協議での討議をふまえた形で、年間活動方針が確定された。具体的には、①2009年度に集めた署名を国会に提出するとともに、②今年も外国人住民基本法のためのキャンペーンを5月から実施していくこと、③リーフレットやパンフレットの活用、④神学校への「特設授業」への働きかけ、⑤署名用紙や外キ協ホームページの改良などが決定された。また、日・

韓・在日教会の共同の取り組みとして、①韓国教会の「在日同胞苦難の現場訪問」受け入れ、②「青年の旅・2010」実施、③「韓国併合 100 年」日・韓・在日教会シンポジウム開催、④共同研究「移民の神学」プロジェクトチームのたちあげ、などが採択された。

そして三日目の午前中に開かれた全体協議においては、2009 年度の会計報告、2010 年度の予算と人事が討議され、次の方々が再任された。

○共同代表：飯島信（日本キリスト教協議会総幹事）
／谷大二（日本カトリック司教協議会難民移住移動者委員会委員長）／内藤留幸（日本基督教団総幹事）／洪性完（在日大韓基督教会総幹事）／李清一（関西外キ連）／佐竹順子（日本キリスト教婦人矯風会会長）

○事務局長：秋葉正二（日本基督教団牧師）

最後に、洪性完（ホン・ソンワン）牧師による閉会礼拝によって、全国協議会はしめくくられた。

■第 24 回全国集会

1 月 30 日午後からは、大阪カテドラル聖マリア大聖堂に場所をうつし、「多民族共生社会を地域か

ら」という主題のもと、「第 24 回外国人住民基本法の制定を求めるキリスト者集会」を開催した。

礼拝では大西修・聖公会大阪教区主教から「隔ての壁を打ち壊す」との題でのメッセージが送られたのち、武者小路公秀・元国連大学副学長による講演「ともに行き、生かしあう社会を求めて——一定住者と移住者の合作による平和的生存権の確立」がおこなわれた。そして集会では基調報告ののち、在日ブラジル人のフジタ・ヒデオさんによる証言、韓国教会在日同胞人権宣教協議会の金景南（キム・ギョンナム）牧師の連帯挨拶をへて、集会宣言を読み上げた。集会の開催直前には、会場の外の歩道に「在日特権を許さない市民の会」をはじめとするネット右翼による排外主義的な言動が一時的にまきちらされたが、集会の参加者 250 名は、肅然とした態度をもって、共生への決意を新たにした。

全国協議会と全国集会は、「韓国併合」から 100 年を経た今もなお、植民地主義が清算されることなく再編・強化されていくなかで、キリスト者として生きることがどういうことであるのかをあらためて考え直す時間となった。外キ協という小さな群れに与えられた課題は非常に重いものではあるが、私たちは多文化共生社会を目指す決意をもって歩み続けることだろう。 報告●金 耿 昊

全国協議会に参加して

平野川のほとりにて

●古賀清敬（北海道外キ連）

この寒い時期に「内地」に行くと、「北海道は寒いでしょう」と同情をいただき、コートなしで歩いていると「さすが北海道」と感心され、日本の広さと気候や文化の違いを実感させられる。その多様性はただ地域の違いだけでなく、同じ場所や同じ世代でも顕在化していることを、公開セミナーで考えさせられた。民族や国籍、文化などのアイデンティティ（自己同一性）の相対化、多様化は確実に進行している。その中でどう新しい共同性を造りだしてい

くのか課題なのかな、と思った。

協議会の進め方として、「移民の神学の構築に向けて」や「韓国併合 100 年シンポジウム」など大きな課題について丁寧な発題がなされたのはよいとして、全体の年間活動計画についての事務局側からの説明が十分でなかったため、議論が蛇行した感がある。あまり事務局方針を押し付けないようにとの配慮もあろうが、もう少しはっきりと打ち出したほうが、それを軸に議論が集中できたのではないか。

とはいえ、ときに激しい意見のやりとりがあっても、共に信頼しあう同労者との連帯感があるのは、共生社会の実現を祈り求めてきた長年のお付き合いの賜物であろう。

ただひとつ心残りは、あのお好み焼き屋さんで食

べられなかったこと、これは歳のせいかもしれない。

「在日」として思うこと

●金貞子（キム・チョンジャ／九州・山口外キ連）

初日の公開セミナー、李恩子さんの講演にいたく共鳴させられた。引用させていただくと――、

「抑圧に屈しない怒りとたたかいの歴史を同時に見据える視点が、単なる受動的な被害者意識から自らを解放する力になるのである。……被害者意識だけが前面に押し出される姿勢では、却って相手側の贖罪意識を触発することにしかならない。そして被害者側の告発の前では、日本人は絶句する他はないといわねばならない。そのような状態に一方を追いやる関係は自由でないであり、互いの精神におけるフェアな均衡を妨げることになるだろう」（金石範「告発を超えるもの」）

◆父の戦い

私の父は、忠清道の田舎町から強制連行のトラックに乗せられ、筑豊の炭坑に放り込まれた。その父の戦いは、抵抗できない死と隣り合わせの抑圧の中で必死に抵抗し、真の隣人になり得ない人びとと共に生きた。晩年はアルコール無しでは生きられず、それでも食べるために、家族を養うために、どんな仕事もした。母の人生は、その父の徹底的な理解者というよりも、被害者のように見えた。そういう中でも母は屈服することなく、語らず黙々と家族を食べさせ、夫に従い、子どもたちを育てた。

その日々の苦悩の生活は、私の「生」の中にしたためられている。この家族はどうなるんだろう、生き続けられるのか……。5人兄妹の末っ子だった私は、もう既に小学生の頃から、自分の「生」と戦っていた。この家族を守らねばならない、この母を守

らねばならない。愛する者を守るということは、裏返せば自分が自立させられること。甘えが許されないこと。無意識の内に人間の本質を問う生活だったのかも知れない。学校でも数少ない日本の友人の中に、本物と偽物をかぎ分けていたのかも知れない。このことが幸であったのか不幸であったのかは解らないが、それほどまでに厳しく生きることを強いられていたのだらうと思う。

裏返せば、被害者意識の中に身を置くと崩れて行きそうで、自己矛盾の中にも、その両親たちの激しい戦いの中で培われて行く「人間愛」（全てを越えるもの）に触れて育ったと思う。晩年の母は、いつも弱い人たちの側に立って考える人だった。それは、自分が一番そうであったから、敏感に感じ取れたのだと思う。そこには、李恩子さんの講演で語られたモラルエージェントとしての素朴な福音の力が働いていた。

◆差別の壁を越える

九州外キ連のキャラバンでの日本の教会の方たちとの討論や対話の中で、いつも思うのは、自己（日本人）から見る他者（ここでは朝鮮人）に対しての贖罪意識、または在日への思い（過去の自分史から）は多く語られるが、他者から見た自分たちはどうなのか、が語られることが少ない（一部の人たちには感じるが）。要するに人格と人格のぶつかり合いができにくい。それらをすべて抱え込んだ上での、神の前に平等な人間のコミュニケーション、関係性を築きたいと思わされる。歴史の事実に基づいて、その歴史から学び、それぞれの責任の中で、被害／加害を乗り越えた関係が創られることを望みます。

2日間のプログラム、発想豊かな韓守賢さんの提案や、鋭く歴史の本質を突かれた鄭栄桓さんの発題と、時間の足りない中で終えた感が残りますが、このことを私たちの現場で共有したいと思っています。

2010年／第24回

「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者1・30集会宣言

2010年1月28～30日、「外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）は、第24回全国協議会を、大阪・生野の在日韓国基督教会館（KCC）にて開催し、「韓国併合から100年／多民族・多文化社会の宣教課題」という主題の

もとに、韓国基督教教会協議会、韓国教会在日同胞人権宣教協議会、各地外キ連および外キ協加盟各教派・団体の代表者 39 名が参加した。協議会では、2009 年の改定法（入管法・入管特例法・住民基本台帳法の改悪）に関する分析と批判を共有し、新政権に対して「外国人住民基本法」制定を働きかけていくことの重要性を再確認するとともに、2010 年が「韓国併合」から 100 年を迎える年であることをふまえ、キリスト者としてこの世にどのように働きかけていくべきかについて真摯な論議がかわされた。

そして今日 30 日、大阪カテドラル聖マリア大聖堂において、「多民族共生社会を地域から」の主題のもと、「第 24 回『外国人住民基本法』の制定を求める全国キリスト者 1・30 集会」を開催した。

今、日本社会は大きな変化を迎えている。グローバリズムという世界的潮流の中で、経済的貧困や政治的抑圧から逃れるために国境を越えて日本に移住する人たちが増えている。ここ 20 年間で外国人登録者数が 100 万人から 220 万人に増えている。のみならず、外国籍住民の多国籍化と定住化の傾向はますます強まっている。このような大きな変化に直面し、日本社会は好むと好まざるとにかかわらず対応を迫られている。

政府は、戦後間もない 1947 年に始まり 60 年以上続いた外国人登録制度を全面的に改変して、「外国人管理」をさらに徹底しようとしている。外国人登録制度とは、外国人という存在そのものを「危険」とみなす発想に基づくものである。

2007 年度から開始された入国・再入国時における顔写真・指紋情報登録制度に引き続いて、2009 年には新たな在留管理制度の導入がなされ、7 月には十分な議論もなされぬまま、与野党の水面下における合意によって、関連法の改正案が国会を通過した。

これにより、特別永住者に対する常時携帯義務を除くほぼすべての管理・監視体制が温存される一方、外国人を特別永住者／中長期在留者／非正規滞在者に分断し、このうち非正規滞在者を社会的に抹殺するという意味で、非人権性をさらに強めた制度が、3年後の実施に向けて動き出している。

その一方で、民主党新政権の発足により、永住外国人への地方参政権が実現のきざしをみせている。しかし、このような地方参政権法案を推進していく流れの中にも、植民地支配という過去の歴史をあからさまに肯定し、「朝鮮」籍者などの特定層を排除しようとする制限論がはびこっている。

さらに市民レベルの一部では、昨今のナショナリズムと排外主義の高まりにより、外国人住民に対する差別的意識が強まっている。日本経済は世界的な金融恐慌の影響により不況にあえいでいる。その結果、派遣切りや雇い止めなど最低限の保障も受けられない雇用状況のもとで働かざるをえない人びとが出口の見えない閉塞感を抱きながら生きているが、そのやり場のない怒りと攻撃性が、立ち向かうべき目標を変えて、隣人である外国人住民に向けて発散されてしまっている。

私たちの目指すものは、分断と統治を前提とする抑圧的な支配体制ではない。また、弱いものいじめというおぞましい怨嗟の声ではない。「韓国併合」100 年を迎えるこの時点にあって、私たちは日本がかつて他国を侵略し、植民地として踏みにしり続けていた歴史的事実をふりかえる。そしてだからこそ、植民地主義的な支配や意識のあり方が、今、あたらしく再編されつつあることを強く憂慮し、また断固としてそれを拒否するものである。

私たちが求めていることは、外国人を日本社会の住民と認め、その権利を保障し、アイデンティティの多様性を認めることである。それはすなわち、外国人住民をともに生きる主体として、すなわち地域社会をともに作りあげていく存在として認めていくことである。

住民としての権利である以上、そこに国籍や在留資格の制限を加える必要はない。どの国籍を持とうが、どのような在留資格であろうが、そこに住む住民の意思と権利は保障されなければならない。

「外国人住民基本法」とは、外国人住民とともにこの社会に生き、豊かな活力をつくり出していこうとする私たちの決意のあらわれである。排外主義的な言動が強まりつつある今こそ、「外国人が暮らしやすい社会は、日本人にも暮らしやすい」という標語の意味を、ともに生き、生かしあう社会を目指すことを、私たちはいま一度、確認する。

パレスチナの小さなユダヤ人宗教共同体でしかなかった初代のキリスト教会が、他民族とともに生きることによって豊かな広がり
と実りを得たように、私たちもまた、民族的・文化的な他者とともにこの社会を形成することで、豊かな未来を得られること
を信じる。それは彼らを生かす道であるとともに、実は私たちをこそ生かす道なのである。この地に生きる「隣人」たちと
ともに生きることこそ、キリスト者の生である。そう確信し、私たちは共生への道を祈りつつ進む。

<政府および関係諸機関への要求項目>

1. 政府と国会は、在日韓国・朝鮮人など旧植民地出身者とその子孫に対して、日本の歴史責任を明記し、民族的マイノリテ
ィとしての地位と権利を保障する人権基本法を制定すること。
2. 政府は、歴史の真の清算と和解に向けて、日朝国交正常化交渉を粘り強く進め、日朝国交の実現と「拉致問題」を解決す
ること。
3. 国会は、米国議会などの決議を誠実に受け止め、「戦時性的強制被害者問題解決促進法」「恒久平和調査局設置法」を速や
かに制定すること。
4. 政府は、東アジアの和解と平和を実現し、ひいてはアジア全体や世界に対する不戦の誓いを実現するために「平和憲法」
を具現化すること。
5. 政府と国会は、日本国憲法と国際人権条約に基づいて外国人住民の人権が侵害されることがないように配慮し、その具体
的なとりきめとして外国人住民の包括的な人権保障のための「外国人住民基本法」を制定すること。
6. 政府は、「IC在留カード」の常時携帯や「みなし再入国許可」などによる差別的政策を改め、在日外国人の管理強化を
目的とした2009年改定法（2012年実施）を再検討すること。
7. 政府は、難民申請者への居住権保証、非正規滞在者への在留資格付与を行なうこと。
8. 政府は、入管法における外国人指紋・顔写真登録制度を中止すること。
9. 政府と国会は、国際人権諸条約の選択議定書（個人通報制度）を批准し、「人種差別撤廃法」を制定するとともに、政府
行政機関から独立した「人権委員会」を創設すること。また「すべての移住労働者とその家族の権利保護条約」を速やか
に批准すること。
10. 地方自治体は、在留資格の有無や違いにかかわらず、外国人住民の生活権を保障するとともに、外国人住民の住民自治・
地方自治参画を積極的に推進すること。また、人種差別禁止条例、多民族・多文化教育指針を作成し、実施すること。

<私たちの取り組み>

1. 「外国人住民基本法」制定を求める署名運動をより一層押し進める。
2. 入国時における指紋など生体情報の登録制度が日本・米国以外の国に波及することを懸念し、その阻止および中止を実現
するために世界のキリスト教会と連帯し、情報の共有をはかる。
3. 教会内で声なき人の声を聞き取ることができるよう、また外キ協活動が宣教課題として認識・理解され協力が得られるよ
う、各地外キ連、諸教派・団体、神学校において学習会・研修会などの機会を拡げていく。そしてその際、日・韓・在日
教会共同ブックレットを積極的に活用していく。
4. 「韓国併合」100年という歴史的地点にあることをふまえ、シンポジウムを7月初旬に開催し、日・韓・在日教会のこれ
からの協働のあり方を模索していく。また韓国教会「在日同胞苦難の現場訪問」を実施する。
5. 多文化・多民族共生を目指す具体的な取り組みとして、「移住民の神学」の共同研究プロジェクトをすすめる。また今年
も第3回キリスト者青年現場研修プログラムを実施する。

2010年1月30日

第24回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者1・30集会 参加者一同
外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

外登法廃止・改悪入管法の実施日

●佐藤信行

◆62年目の大改定

政府は2009年3月、外登法を廃止して「新たな在留管理制度」と「外国人の住民台帳制度」に再編する入管法、入管特例法、住基台帳法の改定案を国会に上程した。

衆議院の法務委員会が入管法・入管特例法の政府案を、総務委員会が住基台帳法の政府案をそれぞれ数回審議した後、突然、与党（自民・公明党）と民主党による水面下の修正協議に入った。その間1カ月、法務委員会と総務委員会の連合審査は行われず、また各委員会での審議もなされず、もっぱら水面下で、民主党の第一次・第二次修正意見と与党の回答、総務委員から法務委員への修正意見……が錯綜するなかで調整がされた。

そして6月19日、衆議院は政府案およびその一部修正案を可決した。一部修正案とは、入管特例法において特別永住者の証明書常時携帯制度を外した他は、問題となる条文を残したまま入管法と住基台帳法に「配慮事項」「検討事項」が付け加えられただけである。次いで参議院においても、十分な審議がなされないまま7月8日に可決され、この3法は成立した。

戦後間もなく1947年に外国人登録制度が始まったが、今回の法改定は、60年以上に及び同制度を全面的に改編して、「外国人管理」をさらに徹底しようというものである。

①改定「入管法」では、短期滞在者や特別永住者を除く、留学生や永住者などの在留資格（24種類の在留資格）をもつ「中長期在留者」を、「新在留管理制度」の対象として、法務省が「在留カード」を交付する。

すなわち中長期在留者は、在留期間更新や在留資格変更ごとに（永住者は7年ごとに）、地方入管局に行き、在留カードを受領しなければならない。さらに14日以内に、居住する市町村で、その在

留カードに「住居地」を記載してもらい、それを常時携帯しなければならない。

また、新規に入国する（短期滞在を除く）外国人は、入国の際に在留カードを交付され、住居地を定めてから14日以内に、市町村で在留カードにそれを記載してもらわなければならない。

②改定「入管特例法」では、在日コリアンなど特別永住者は、市町村を経由して法務省から「特別永住者証明書」が交付される。

③改定「住基台帳法」では、上記①の中長期在留者と、②特別永住者の他に、在留カードが交付されない一時庇護許可者・仮滞在許可者も対象とされる。

しかし、市町村による「外国人の住民台帳」作成と運営は、入管法による新在留管理制度に連結させられるため、いびつなものになる。しかも、オーバーステイ（超過滞在）など非正規滞在者や、難民申請中で仮放免の人たちは住民台帳から除外される。

◆外国籍住民の意思を無視した立法

改定入管法による新在留管理制度が対象とする外国人は、「約176万人（08年末現在）+新規入国者+新生児」となる。また、改定入管特例法の対象者は「約42万人+新生児」、改定住基台帳法の対象者は「約220万人+新規入国者+新生児」となる。

これほど多くの人びとの生活と居住（生存権そのもの）に関わる問題であるにもかかわらず、政府はこれら外国籍住民から広く意見を聴取することもなく改定案を策定し、また国会も法案審議において、外国籍住民の声を広く聞く場を設けることがなかった。これでは、「民主主義」とはとうてい言えない。

私たちは再度、国連の「人種主義に関する特別報告者」ドゥドゥ・ディエンの勧告（「日本公式訪問報告書」、2006年1月24日）を想起すべきである。

「特別報告者は、日本には人種差別と外国人嫌

悪が存在し、それが3種類の被差別集団に影響を及ぼしているとの結論に達した。その被差別集団とは、部落の人びと、アイヌ民族、および沖縄の人びとのようなナショナル・マイノリティと、朝鮮半島出身者、中国人を含む旧日本植民地出身者およびその子孫、ならびにその他のアジア諸国および世界各地からやってきた外国人・移住者である」

「政府は、マイノリティ集団に関連して採択される政策や立法に関し、マイノリティ集団と協議すべきである」

◆改定法の実施日

外登法を廃止して上記制度を導入する改定3法は、2009年7月15日に公布されて、「3年以内」つまり2012年7月までに実施される。準備期間3年というのは、60年余にわたる外国人登録制度を廃止して「新たな在留管理」「外国人の住民台帳」制度に移行させるために、法務省も市町村も、膨大な事務処理を必要とされるからである。

なお、改定3法による各制度は、次のように施行がそれぞれ即日/1年以内/3年以内となっていて、施行日は政令で定める、となっている。

- ◇外登法の廃止と「在留カード」「特別永住者証明書」「外国人の住民台帳」制度の新設⇒3年以内
- ◇在留期間の上限を「3年」から「5年」への伸長、「みなし再入国制度」の新設⇒3年以内
- ◆研修・技能実習制度の改定 ⇒1年以内
- ◆在留資格「留学」と「就学」の一本化⇒1年以内
- ◆入国者収容所等視察委員会の設置⇒1年以内
- 拷問等禁止条約等による送還禁止規定⇒即日

<付記>2009年に改定された入管法・入管特例法・住民基本台帳法に対する詳細な分析と批判については、4月10日に発行される外国人権法連絡会・編『外国人・民族的マイノリティ人権白書 2010』（明石書店）を参照してください。

●外キ協2009年会計報告（2009年1月～12月）

<収入>		
1. 前年度繰越	8,205	
2. 名刺広告	1,753,000	(438口)
3. 全国集会献金	61,670	
4. 全国協議会参加費	475,000	
5. 特別献金	166,409	
6. 書籍売上	409,510	(『歴史をひらくとき・2008』売上)
7. 教派・団体分担金	660,000	
8. 全国キャンペーン協賛金	520,000	
9. 全国キャンペーン献金	15,000	
10. 国際シンポジウム参加費	1,140,000	
11. 特別プログラム参加費	380,000	(青年の旅参加費)
12. 雑収入	16,500	
<合計>	5,605,294	
<支出>		
1. 1月全国集会経費	982,267	(集会資料集の編集費・印刷費を含む)
2. 全国協議会経費	682,838	(外キ連交通費補助を含む)
3. 人件費	600,000	(5万円×12月)
4. 事務費	196,041	(コピー代とFAX・PC代など)
5. 会議費	30,550	(共同代表者会議と作業委員会の会議費)
6. 通信費	169,820	(ニュース・ブックレット発送費用など)
7. 活動費・交通費	86,630	(集会派遣費用など)
8. 国際シンポジウム経費	1,010,779	(旅費・参加費を含む)
9. 全国キャンペーン経費	520,596	(署名印刷代、派遣費用など)
10. 印刷製作費	615,553	(『歴史をひらくとき・2008』印刷費など)
11. 編集費	76,000	(ニュース編集費など)
12. 資料購入	92,005	(『外国人登録』購読料など)
13. 振替手数料	2,120	
14. 渉外費・雑費	34,000	(移住連の賛同金など)
15. 特別プログラム	472,111	(青年の旅経費と交通費一部補助)
16. 次年度繰越	33,984	
<合計>	5,605,294	

新政権へのNGO共同要請書

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 様
国家戦略室担当大臣 菅 直人 様
法務大臣 千葉 景子 様
外務大臣 岡田 克也 様
総務大臣 原口 一博 様

私たち、日本に住む外国人の人権保障の実現をめざす市民団体のネットワークである「在留カードに異議あり！NGO実行委員会」は、これまで出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の改悪に反対し、取り組んできました。

現在日本では、221万人を超える外国人が生活しています。そしてその数は、今後も増加することが予想されます。しかし、日本では今日に至るまで、外国人を管理すべき対象として捉え、人権保障の視点に立った議論や、多民族・多文化共生社会に向けた包括的な政策は不在のままとなっています。

政権交代は、現行法制度の問題点を抜本的に見直し、人権基盤に立った法制度を実現する絶好の機会と言えるでしょう。それゆえ私たちは、真の多民族・多文化共生社会を実現するために、新政権が取り組むべき課題について以下を要請します。

【緊急に実施すべき事項】

1. 2009年改定入管法の見直し

2009年改定入管法は、外国人登録法を廃止して新たな在留管理制度と外国人住民票制度を導入しました。しかしこれによって、難民申請者を含む非正規滞在者の行政サービスからの制度的排除、中長期滞在者の負担増、日本人の個人情報では許されていないデータマッチングなど、さまざまな問題をはらんでいます。したがって早急に2009年改定入管法、また同法と連動する改定住民基本台帳法を見直すよう求めます。

2. 非正規滞在者の正規化と、難民申請者の収容の停止

2009年改定入管法の附則第60条第2項の主旨に従い、人権保障の観点から在留特別許可のあり方を見直し、非正規滞在者の正規化を行ってください。同様に、難民申請者の収容をただちに停止してください。

*改定入管法附則第60条第2項 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であって入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外の者について、入管法第50条第1項の許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとする。

3. 入国時における外国人の指紋採取など生体情報の提供義務制度の廃止

2006年の改定入管法で導入され07年11月から実施されている、外国人の入国時における指紋採取と顔写真撮影の義務化は、年間数百万人にのぼる外国人の生体情報を蓄積するにもかかわらず、取得・保管・利用・廃棄について明確な法律による規制がないまま運用されています。

外国人から生体情報を取ることは、「外国人はテロリストである」という先入観に基づくもので、外国人に対する明らかな差別です。新政権は同制度を早急に廃止すべきです。

4. 入国管理局ウェブサイト上のメールによる「不法滞在者」通報制度の廃止

2004年2月から入国管理局は、ウェブサイト上で「不法滞在者と思われる外国人」を匿名でメール通報することを奨励しています。国連特別報告者は、2006年に国連人権委員会に提出した報告書の中で、「ある人が不法滞在者でないかとの疑いをもちうるのは、人種的・言語的特徴に基づく『外国人らしさ』によってのみ」であり、「外国人嫌悪を直接扇動するものである」と同制度について指摘しています。このような制度は早急に廃止されなければなりません。

【人権保障に基づいた中長期的な外国人政策の推進と実施】

5. 外国人の人権を保障するための国際条約の批准と国内法整備

自由権規約や人種差別撤廃条約をはじめとする諸条約の委員会によってこれまでなされた勧告にもとづき、国内法制度を整備し、選択議定書に批准してください。

国内法制度については、現行法の改善にとどまらず、新たに外国人基本法および人種差別撤廃法を成立させることが求められています。

また、パリ原則に基づいた国内人権機関の設置を実現しなければなりません。パリ原則が要請している「多様な市民社会の反映」のためには、人権委員会の構成において外国人が排除されるべきではありません。

日本は、国連の人権理事会の理事国であることを踏まえ、自由権規約、拷問等禁止条約、女性差別撤廃条約および人種差別撤廃条約で定める選択議定書を批准すると共に、2009年9月24日に署名が始まった社会権規約選択議定書に署名し、議定書の早期発効を支持すべきです。また、移住労働者の権利条約を批准するなど、新政権が積極的に国際人権政策を推進するよう求めます。

6. 外国人基本法の立法化と担当機関の設置

外国人に関わる施策は、法務省をはじめ多くの省庁でばらばらに行われており、人権保障の観点を欠いています。また、入国管理・難民関連の訴訟における国の主張は旧態依然とした一方的なものであり、人権保護の配慮がまったく見られません。

このような現状を是正するために、外国人基本法の制定にあたっては、それを具体的・総合的施策として実施していく政府機関を設けることが必要です。

2009年10月19日

在留カードに異議あり！ NGO実行委員会

<呼びかけ団体>アムネスティ・インターナショナル日本
移住労働者と連帯する全国ネットワーク
外国人基本法連絡会
外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

(09年11月25日現在 賛同団体：89団体)

青年の旅～これまでと、これから～

●金 耿 昊 (キム・キョンホ)

「多文化共生キリスト者青年現場研修プログラム」(「青年の旅」)は、今年で3年目をむかえる。5年計画の3年目というおりかえし地点に立つなかで、これまでの実践がどのようなものであり、またこれからどのようにしていくべきかをふりかえる。

◇本プログラムの目的

青年のための現場訪問プログラムの実施が2008年外キ協全国協議会で決議されたとき、このプログラムにおける課題は以下のようにまとめられていた。

①(現場を通じた)課題の学習

○指紋押捺拒否運動を含めた日・韓・在日の近現代史を学び、新しい歴史を切り開くための自分たちの役割について考える。

○韓国のキリスト教・市民運動に学ぶ

○日・韓における外国人が置かれている状況を学ぶ中で、多民族・多文化共生社会の実現を展望する。

②外キ協の次世代リーダーの養成

○外キ協・外キ連運動と青年世代をつなぐ

③将来に向けてのエキシメニカル・ネットワークの形成

○日・韓・在日教会の青年間の交流を促進する
在日コリアンの人権をめぐる課題から、日本に住む外国人の人権の課題へと踏み出してきた外キ協の運動過程とその意義を理解し、また外キ協がこれまでつちかってきた日本国内の、そして日本と韓国のキリスト教のネットワークを引き継ぎ広めていくような青年を一人でも育てていくことを祈りながら計画されたものであった。

そのため、この現場研修プログラムには、各地の外キ連が責任をもって青年を一人ずつ送り出すことが確認された。また、それぞれの団体が事前学習会をひらいて自らの運動の意義を伝え、そのうえで費

用負担を含めて旅に送り出すという原則が、全国協議会で繰り返し確認されたのはそのためである。

◇第1回、第2回の実践の中でえたもの

そのような期待を含めて実施された現場研修プログラムは、2008年7月31日から8月7日にかけて第1回を、09年7月28日から8月4日にかけて第2回を、それぞれ無事に実施することができた。この旅において計16名の青年(第1回6名、第2回10名)が参加し、それぞれの感想を残している。そのすべてを引用することはできないので、ここでは第2回の参加者たちの感想から、論点別にこの旅の実践において得たもの、考えたこと、あるいは惜しかったことなどを取り上げることとしたい。

○現場をおとずれる意味

～「この旅で初めて現場に立ち、実際に痛みの歴史を生きてきた人びとの生の声に触れたことは、机上の勉強では決して感じる事の出来ないものを感じられる貴重な経験でした」

～「現場は本で読んだり、写真で見たりするだけでは、知ることのできない部分を語ってくれる。それは現場にしか存在しないその場の雰囲気であったりする。それを今、言葉にしようとする事自体、非常に難しい。それゆえに現場が持っている重要性、現場を訪れることの大切さがある。今回はそれを感じる機会を与えて下さったことに感謝している」

○現場にある「重さ」

～「現場において聞いた言葉は、大変に重みのあるものばかりである。『重みのある』のは、聞いた言葉の裏に想像もできないような強い想いや、その人が経験してきた大きな痛みがあるからに他ならない」

「重い言葉に出会うその度、私はといえば、実存をかけてきたと思えることがないと感じて打ちのめ

され、思わず耳をふさぎたくなるのだった」
～「現場を訪れる度にその凄惨さに驚きはするものの、『私の実存をかける問題ではない』と距離を置いて自らの安定を保っていたように思います。しかし、日本に帰ってきて振り返ると、自らの想像力の無さ、自らの枠内で物事を片付けてしまう愚鈍に、痛みを覚えます。現場の証言の行間に埋まっている悲劇、それをフィルタして取りこぼす浅薄——」

○「知る」ことの責任

～「(現場訪問のなかで) 毎日追加される情報量の多さに驚き、消化しようと四苦八苦しながら過ごしていました。その中で自分が日本に帰ったら何をすべきなのかを考える時間を持つことが出来たのがとても大きな経験となりました」

「旅の中で心に残った言葉があります、『知った責任』という言葉です」

～「この青年の旅はいわば、非日常的な経験でお祭りに近いもの、そこから日常に帰った時、私たちに何が出来るだろうか」

「現場で生きる人びとのパッションを感じたからには、何かしたいという思いがあります。果たして私には、何が出来るだろうか。その旅の間中は、そのことを一生懸命考えていました」

○これからどうするか

～「今回の旅で訪れた現場で出会った人の想いや痛みや言葉を胸に刻み込みながら、自分にしかない現場でどれだけ精一杯できるか。そして、いかにつながりを持ち続けていられるか。私はそこを大事にしていきたいと思う」

～「現場は、現場にしか語ることでできないパワーを持っている。現場ごとに何かを語りかけてくるメッセージがある。そこにどのように応答することができるのか。どのような姿勢を見せることができるのか。どのような意見を持つことができるのか。そのようなことが重要であると感じた。とりわけキリスト者である私が、キリスト者としてさまざまな現場にどのように向き合うことができるかということはこれからの重要な課題である」

このように、現場の重みに触れながら、実存をめぐる問いかけを受けながら、自らの日常に「知る」こ

との責任を持ち帰る姿勢を確認することができるだろう。

そして第2回の参加者たちは、この青年の旅において考えたことや感じたことを、報告会という場を通じて伝える実践をともした。具体的には2009年10月13日に東京・日本キリスト教会館で合同の報告会をもったほか、関東では10月4日、関西では11月3日のNCC青年部主催「エキュメニカルユースの集い」で「外キ協青年の旅」について報告しており、①課題の学習、③エキュメニカル・ネットワークの形成については、少しずつだが成果を出しつつあると考えることができる。

◇これまでの実践における問題・課題

他方、外キ協とのつながりをどのように図っていくのかという点については、課題として残されている。第2回の参加者については、各地外キ連からの参加者が集まらず、NCC関係の人びとにひろく参加を呼びかけたことによって、何とか実施にまでこぎつけたという側面もあった。「外キ協の次世代リーダーの養成」という問題を考える上では、やはり外キ連から青年を派遣することが望まれる。

2010年度においては「韓国併合100年」という歴史の節目に経つということを含めて、日・韓・在日キリスト者青年集会をソウルで開き、それに青年の旅参加者も出席することになっているので、そのことを含めてぜひ各地外キ連および教派団体からの派遣をお願いしたい。

◇第3回「青年の旅」について

外キ協主催の現場訪問プログラム「青年の旅」は、5年計画であり、今年も第3回目のプログラムが実施される。これまで実施してきたことを踏まえ、①九州・筑豊地域における歴史現場訪問、②韓国国内の歴史現場訪問、③韓国における多文化共生の実践現場訪問を軸に置き、そこに通底する日・韓・在日のキリスト者および市民の実践にふれ、またそれらの現場の呼びかけにとも向き合っていくような旅にできればと考えている。

前年に引き続き、各地外キ連・教派団体の皆様には、①各団体から最低1名は青年を派遣する、②事前学習会とプログラム後の報告会を開催する、③そのさいには第1回・第2回の参加者の協力をあおぐことをぜひお願いしたい。

第3回 「多民族・多文化共生キリスト者青年」現場研修プログラム

日程：2010年7月30日（金）～8月6日（金）（7泊8日）

＜プログラム案＞

7月30日	7月31日	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日
14:00 集合 (小倉駅)	小倉発	釜山着	釜山発	ソウル発	ソウル発	ソウル発	下関着
オリエンテーション	筑豊 現場訪問	主日礼拝	陝川へ移動	ナムの家	安山へ移動	釜山へ移動	10:00 解散 (小倉駅)
開会礼拝 交流会	関釜フェリー 乗船手続き	釜山近代歴史館	在韓被爆者 福祉会館	「韓国併合 百年」日・ 韓・在日キ リスト者青 年集会参加	安山・国境 のないマウ ル訪問	釜山・外国 人勤労者宣 教会訪問	
小倉泊	船泊	釜山の教会 青年と交流	ソウルへ 移動	ソウル泊	ソウル泊	乗船手続き 評価会 船泊	

※日程と訪問先については、一部変更する場合があります。ご了承ください。

募集人数：5～10名（青年は35歳以下と考えています）

※この他、通訳として外キ協から2名同行します。

費用：50,000円

《渡航費＜関釜フェリー＞と滞在・プログラム費》

※国内の交通費（集合場所JR小倉駅まで）は含まれていません。

申込締切：5月20日（フェリーの予約が必要なので厳守してください）

注意事項：海外旅行保険など、各自で必ず加入してください。



連絡先：外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

FAX：03-3202-4977 E-Mail:raik@abox5.so-net.ne.jp

振込先：郵便振替口座番号:00190-4-119379